

## 入札公告

条件付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、下記により公告する。

令和8年(2026年)7月2日

下関市長 前田 晋太郎

### 記

- 1 業務名 令和8年度栄養塩類供給効果調査業務
- 2 業務場所 下関市王司地先海域
- 3 業務内容 別添1「仕様書」のとおり
- 4 業務期間 契約締結日から令和9年3月26日（金）まで
- 5 入札条件
  - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
  - (3) この公告の日現在において、下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿で業種「調査・研究」中、営業品目「検査測定」に登録され、市内業者、準市内1業者又は準市内2業者であること。
  - (4) この公告の日から本業務入札の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
  - (5) 配置予定技術者は、技術士（水産部門）、技術士（環境部門）及び計量

法に基づく環境計量士（濃度関係）の資格を有すること。

(6) 令和3年4月1日以降に、同種同様の業務について国又は地方公共団体からの受託実績を複数回有すること。

(7) 次項に示す入札参加資格の確認申請手続において、滞りなく手続が完了し、入札参加資格を認められていること。

## 6 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所 下関市農林水産振興部水産振興課

(下関市唐戸町4-1 カラトピア4階)

(2) 日時 令和8年7月 2日（木）午前9時から

令和8年7月16日（木）午前11時まで

## 7 入札参加資格の確認申請手続等

(1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（様式1）に入札条件（5）（6）の内容が確認できる書類を添付し、持参又は書留郵便その他発送事実を証することができる方法により提出すること。

【提出先】〒750-0005

下関市唐戸町4-1 カラトピア4階

下関市農林水産振興部水産振興課

(2) 入札参加資格の審査結果は、入札参加資格確認通知書（様式2）により通知する。

## 8 申請書類の提出期限

令和8年7月9日（木）午後5時までとする。

なお、申請書及び添付書類に不備がある場合並びに提出期限を過ぎた場合は受理しない。

## 9 質問の方法

(1) 本業務に関する質問は、ファクシミリによること。

FAX番号 083-233-1399

(2) 質問の期限は、令和8年7月13日（月）午後3時までとする。

(3) 質問の回答は、後日速やかに質問提出者にのみ回答する。

#### 10 入札方法

(1) 入札者は、入札書（様式3）に必要な事項を記入し、記名押印の上、これを封筒に入れて、次項に示す入札の場所及び日時に提出すること。

(2) 郵便による入札は認めない。

(3) 落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 代理人による入札の場合、委任状（様式4）を提出すること。

(5) 入札場所への入場は、1入札者（個人、法人を問わない）につき、1名までとする。

#### 11 入札の場所及び日時

(1) 場所 カラトピア5階会議室C

(下関市唐戸町4-1 カラトピア5階)

(2) 日時 令和8年7月16日（木） 午後1時30分

#### 12 落札者の決定方法

有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者を落札者とする。

#### 13 入札保証金

下関市契約規則の定めによることとする。

ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

#### 14 その他

(1) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しな

いこと。

- (2) 入札参加資格確認申請に係る費用は全て申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返却しない。
- (3) 入札参加者が、開札日までに入札に関する条件を満たさなくなったときは、入札に参加することはできない。
- (4) 次に掲げるもののいずれかに該当する入札は無効とする。
  - ア 入札に参加する資格のない者がしたもの及び入札に関する条件に違反したもの
  - イ 入札保証金の納付が必要な場合において、入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するもの
  - ウ 入札者が明瞭でないもの又は入札価格を判読することができないもの
  - エ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの
  - オ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの
  - カ 同一人が同一事項に対して2通以上したもの
  - キ 虚偽の申請を行った者のしたもの
  - ク 金額を訂正した入札書によるもの
  - ケ 明らかに連合によると認められるもの
- (5) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めるときは入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (6) 落札者が、契約までに入札に関する条件を満たさなくなったときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。

以上